

RBS リサーチライブラリーの登録・利用条件

(1) 登録対象者

RBS リサーチライブラリーにケース教材を登録できる者は、原則として、立命館大学大学院経営管理研究科の教員と同研究科に在籍する院生、同研究科の修了生、および、編集委員会で承認された対象者である。

(2) 著作権の取り扱い

RBS リサーチライブラリーに登録するケース教材の著作権は、RBS リサーチライブラリーに帰属する。

また、RBS リサーチライブラリーに登録されたケース教材を、登録後に執筆者が他の出版物等（インターネット等による情報システム）に転用する場合には、予め文書によってRBS リサーチライブラリー編集委員会の了承を得るとともに、その出版物等にRBS リサーチライブラリーに登録されたケース教材であることを、ケース教材のシリアル・ナンバーとともに明記しなければならない。

(3) ケース教材の書式

RBS リサーチライブラリーに登録するケース教材の書式（フォーマット）は、RBS リサーチライブラリーが定めるテンプレートを使用しなければならない。

(4) 免責事項

RBS リサーチライブラリーに登録されたケース教材により、第三者の権利等を侵害した場合には、投稿者（ケース教材の執筆者）がその侵害に対して全責任を負うこととする。

また、RBS リサーチライブラリーが第三者から何らかの請求を受けるなどして損害を被った場合、または、弁護士費用を含む費用の支出を行った場合には、投稿者は、その損害および費用を補償する者とする。

(5) ケース教材の登録解除

投稿者（ケース教材の執筆者）は、ケース教材の登録を解除することができるものとする。その際には、投稿者（ケース教材の執筆者）が、解除を希望する日の2ヶ月前までにRBS リサーチライブラリー編集委員会に申し出なければならない。

(6) ケース教材の利用条件

ケース教材を利用できる対象は、立命館大学大学院経営管理研究科での正課の授業と、RBS ビジネス創造リンケージを含む同研究科の正課外での活動、および、当該ケース教材

の投稿者（ケース教材の執筆者）となる。

そのため、当該ケース教材の投稿者（ケース教材の執筆者）が、自身が担当する立命館大学大学院経営管理研究科以外での授業や研修で利用することを妨げるものではない。ただし、当該ケース教材の取り扱いには、十分に注意すること。

（7）ケース教材の販売

上記6）以外でケース教材を利用したい希望があった場合には、「RBS ケース教材購入の手続き」の書類に必要事項を記入し、RBS リサーチライブラリー編集委員会に提出して、編集委員会の承認を経なければならない。

RBS リサーチライブラリー編集委員会で利用を許可されたケース教材は、一部あたり1,000円で販売する。なお、この販売価格には、消費税や送料は含まれていない。

（8）ケース教材のロイヤリティー

ケース教材の販売に対する投稿者（ケース教材の執筆者）へのロイヤリティーは発生しない。ケース教材の販売に関する売上は、RBS リサーチライブラリーの運営費に充てることとする。